

津波被災地の復興事業の促進方策について

復興事業が本格化する中、大規模な市街地整備が必要で事業計画の更なる検討が必要な地区、地元調整の進展により事業手法や事業計画の変更が必要な地区など、課題を抱える地区等を対象に下記の支援策を実施し、事業のスピードアップを図る。

1. 事業推進体制の強化

① 都市再生機構の活用促進

- ・被災地の早期復興に向け、震災復興支援担当職員を 100 人規模で増強し、約 180 人の現地支援体制を確立。
- ・都市再生機構と被災自治体との間で協力協定、復興まちづくりの推進に向けた相互協力の覚書を締結し、自治体の取組を支援。

② 被災自治体のマンパワー対策

- ・復興まちづくり事業の推進に向け、各省庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会の協力もえながら、引き続き自治体からの職員の派遣を推進するとともに、指定都市等を中心とした被災自治体に対する組織的・継続的・安定的なマンパワーの支援、被災自治体におけるマンパワー確保といった取組を推進。

③ 復興連携チームの編成

- ・制度面、運用面等において、市町村の求めに応じ、国の多分野の専門スタッフが横断的に連携して対応することにより、事業を促進する体制を整備。

2. 復興交付金の使い勝手の向上

- ・復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、効果促進事業等の一定割合を一括配分。

3. 地元合意形成の促進支援（合意形成ガイダンス）

- ・集団移転や市街地の面整備による復興事業の円滑な実施に向け、被災者の合意形成を図っていく上で留意すべき点をまとめたガイドラインを作成・公表。

4. 復興まちづくりを推進するための新たな発注方式の導入

- ・市町村のマンパワー・ノウハウの不足を補うため、発注事務負担の軽減を図る方策として、コンストラクション・マネジメント（CM）を活用した設計・施工一括発注方式を導入。